

教 健 体 第 2 2 9 2 号
令和4年(2022年)3月18日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く。)
(各 市 町 村 立 学 校 長)

北海道教育庁学校教育局長 唐 川 智 幸
北海道教育庁教職員局長 伊 賀 治 康

学校における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）

各学校においては、児童生徒、教職員、保護者等が丸となって感染症対策と学びの保障の両立に多大な御尽力をいただいております、心から感謝申し上げます。

道内の新規感染者数は減少に転じておりますが、1週間の児童生徒等の新規感染者数が依然として2,000人を超えており、さらに、全道の新規感染者数に占める児童生徒等の割合が2割で推移する中、学校においても学級閉鎖等の臨時休業の措置を講じている学校数が相当数に上っております。こうした状況においても、学校における感染拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続し、子ども一人一人の学びを保障していくことが重要です。

道においては、3月21日(月)をもって、北海道におけるまん延防止等重点措置が終了されますが、レベル分類表について、引き続き、全道域で「レベル2」が維持されることや、児童生徒等の新規感染者数の状況などを踏まえ、別紙を改訂しましたので通知します。なお、部活動については、道内の児童生徒等の感染状況を踏まえ、学級や学年をまたぐ活動であることから、当面の間、これまでどおり学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等を行わないこととします。

ついでには、各道立学校及び市町村教育委員会においては、地域の感染状況等を的確に把握しながら、感染症対策の実効性の確保を図るとともに、各教育局においては、全道の感染状況や他校での感染予防の好事例等の提供により、各学校及び市町村教育委員会の取組を積極的に支援願います。

また、全ての学校においては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」に基づく感染症対策を改めて確認の上、徹底して取り組むとともに、次の点に特に留意し、適切な対応をお願いします。

なお、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更に伴う今後の休業の対応等については、関係部局等と調整の上、改めて通知します。

記

- 1 「学校における新学期における新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について」(令和4年(2022年)3月11日付け教健体第2259号通知)に基づき、学年末・学年始め休業中の感染症対策の徹底や全教職員による感染症対策の校内体制の確立等に努めること。2 発熱の有無にかかわらず風邪症状等がみられる場合は、症状がなくなるまで登校させないよう、改めて児童生徒及び保護者に周知徹底を図ること。また、必要に応じて受診を勧め、受診状況や検査状況を保護者から聞き取り、状況に応じた対応をすること。
- 2 発熱の有無にかかわらず風邪症状等がみられる場合は、症状がなくなるまで登校させないよう、改めて児童生徒及び保護者に周知徹底を図ること。また、必要に応じて受診を勧め、受診状況や検査状況を保護者から聞き取り、状況に応じた対応をすること。

- 3 これまで児童生徒又は同居の家族に症状等があつて、単なる風邪と判断して登校し、校内で感染が広がった事例があつたことから、同居の家族に風邪症状等がある場合は、登校させないようにし、これまで同様、保護者から感染が不安などで休ませたいと相談があつた児童生徒について、合理的な理由があると校長が判断した場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないことも可能であること（「衛生管理マニュアル」50～51ページ参照）。
- 4 「学校における寒冷な時季の換気について」（令和3年(2021年)10月18日付け教健体第737号通知）及び「長期休業明けの学校における新型コロナウイルス感染症対策について」（令和4年(2022年)1月12日付け教健体第1045号通知）を活用するなどして適切に換気すること。
- 5 新型コロナウイルスの感染者が出た学校や地域では、感染者やその家族への偏見・差別や、SNSによる誹謗中傷等が起こらないよう、日頃から児童生徒への指導の徹底を図ること。
- 6 高等学校等においては、全ての生徒が主体的に感染予防しながら、安全・安心な活動を行う大切さを共有できるよう、「さあチェック（SA-Check(セーフティ&アクションチェック)）」の活用について」（令和3年(2021年)10月13日付け教健体第718号通知）を活用すること。
- 7 予め、学校の事業継続に著しい支障を来す場合に備えて、「学校教育活動継続支援事業」等を活用し、事前に検査キットを購入するなどして、教職員が速やかに検査を受けられる体制を整備すること（「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年(2022年)2月8日付け教福第1257号通知）参照）。

健康・体育課
高校教育課
義務教育課
特別支援教育課
福祉課